御代田町カーボンニュートラル推進計画
（事務事業編）

令和７年３月
御代田町

第１章　計画策定の背景

１　地球温暖化問題とは

大気中の二酸化炭素（以下、CO_2）などの温室効果ガスは、地表から放出される熱を吸収して地球の温度を保っており、私たちが生きていくために重要な働きをしています。しかし、大気中のCO_2等、温室効果ガスが増え続けると、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇します。これを「地球温暖化」と呼んでいます。地球温暖化が進むと私たちを取り巻く社会に様々な影響を及ぼすと考えられています。

「気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）」の第６次評価報告書（2021 年）によると、世界平均気温は工業化前と比べて、2011～2020 年で 1.09℃上昇しています。また、陸域では海面付近よりも 1.4～1.7 倍の速度で気温が上昇し、北極圏では世界平均の約２倍の速度で気温が上昇するとしています。今後、温室効果ガス濃度がさらに上昇し続けると、今後気温はさらに上昇すると予測されています。

２　国の動向

国は、2002 年に京都議定書を締結し、第一約束期間（2008 年度～2012 年度）における温室効果ガス排出量を、基準年（原則 1990 年）比で６％削減する約束を遵守すべく、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づいて京都議定書目標達成計画（平成 20 年３月 28 日閣議決定）を策定し、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を講じてきました。この結果、第一約束期間中の５か年平均の総排出量は 12 億 7,800 万 t-CO_2（基準年比 1.4％増）、森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると基準年比 8.7％減となり、我が国は京都議定書の目標である基準年比６％減を達成しました。

2013 年 11 月のＣＯＰ19 では、全ての国に対し、ＣＯＰ21 に十分先立って（準備できる国は 2015 年第１四半期までに）2020 年以降の国が決定する貢献案を示すことが招請され、我が国では、2015 年７月に 2030 年度の削減目標を 2013 年度比で 26.0％減（2005 年度比で 25.4％減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付けで国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、2020 年 10 月には、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。更に 2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、2030 年度までに、温室効果ガス 46％削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50％の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

３　県の動向

長野県は 2019 年 12 月に、都道府県として初めて「気候非常事態宣言」を行い、2050 ゼロカーボンを実現するため、徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進、エネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりを進めていく決意を表明しました。2020 年４月には、気候非常事態宣言の理念を具現化するため、「長野県気候危機突破方針」を公表し、2050 ゼロカーボンの実現に向け、最終エネルギー消費量の７割削減、再生可能エネルギー生産量の３倍以上への拡大などの具体的な数値目標を掲げました。2020 年 10 月には、全国で初めて 2050 ゼロカーボンを目標に掲げる議員提案の「長野県脱炭素社会づくり条例」が全会一致で可決・成立しました。更に、2021 年６月に、持続可能な脱炭素社会づくりを県民総参加で実現するための「長野県ゼロカーボン戦略」が策定され、2022 年５月には同戦略に促進区域の設定に関する基準が追加されました。

第２章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

本町は行政機関であるとともに、町内においては職員数や事業量などからみて、温室効果ガスを排出している規模の大きい主体であることを認識し、地球環境に配慮した事務事業を推進することが求められています。

また、町自らが対策に取り組むことを通じて、対策実施上の課題や効果等について経験や知見が蓄積され、事業者や住民に身近な公共セクターとして、情報提供や助言を効果的に行うことが可能となります。

これらのことから、本計画では具体的な数値目標を設定し、町自らが温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。

２　計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第 20 条の３第１項で地方公共団体に策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」であり、2008 年３月に策定した「御代田町地球温暖化防止実行計画（エコオフィス化計画）」（以下「旧計画」という。）の後継にあたるものです。

３　計画の対象とする温室効果ガス

本計画では、「地球温暖化対策推進法」において対象とする７種類の温室効果ガス（CO_2、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、旧計画から引き続きCO_2を対象とします。その他のガスについては、排出量の把握が困難なことから対象としません。

なお、2022 年度の日本全体の温室効果ガス排出量に占めるCO_2の割合は、約 91％となっています（日本国温室効果ガスインベントリ報告書による）。

４　計画の対象とする事務・事業の範囲

本計画の対象とする範囲は、町が実施する事務・事業全般（町の職員が直接実施又は管理するもの）とし、町の全期間を対象とします。

５　計画の期間

本計画の期間は、2025 年度から 2030 年度までの６か年とします。

また、社会情勢等、状況が大きく変化する場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

６　数値目標の基準年度

国は目標に対する基準年度を 2013 年度としていますが、2013 年度の町の事務・事業における活動量の正確なデータ取得が困難であるため、旧計画の基準年度である 2006 年度のデータを基準年度とします。

第３章　温室効果ガスの排出状況

１　基準年度の排出量

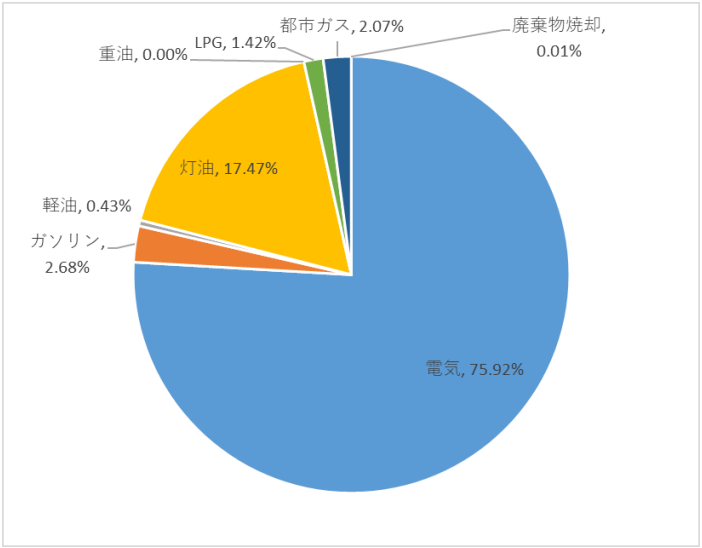
本計画の数値目標の基準年度となる 2006 年度の町の事務・事業における温室効果ガス（CO_2）の排出量は以下のとおりで、総排出量は 1,982t-CO_2です。

表１　基準年度の排出量

主な排出要因		活動量	排出係数	温室効果ガス排出量（kg-CO2）	温暖化係数	温室効果ガス総排出量（kg-CO2）	構成比率（%）
電気の使用		2,710,539 kWh	0.555	1,504,349	1	1,504,349	75.92%
燃料の使用（内　訳）						476,933	24.07%
	ガソリン	22,856.68 L	2.32	53,027	1	53,027	2.68%
	軽油	3,239.27 L	2.62	8,487	1	8,487	0.43%
	灯油	139,023.30 L	2.49	346,168	1	346,168	17.47%
	重油	0.00 L	2.71	0	1	0	0.00%
	LPG	4,508.90 ㎥	6.24	28,136	1	28,136	1.42%
	都市ガス	20,455.00 ㎥	2.01	41,115	1	41,115	2.07%
廃棄物焼却		1,414 t	0.18	255	1	255	0.01%
合　　計						1,981,537	100.00%

〈参考〉

温室効果ガス排出量　＝Σ｛温室効果ガスを排出する活動の量（電気使用量等）×当該活動に係る排出係数｝
温室効果ガス総排出量＝Σ（温室効果ガス排出量×温室効果ガスに係る地球温暖化係数）



排出要因割合

第４章　温室効果ガスの削減目標

「地球温暖化対策推進法」において定められた国の地球温暖化対策計画では、2030 年度までに温室効果ガスを 46%削減（2013 年度比）することを目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しております。

また、本町の「地方公共団体実行計画（区域施策編）」である「御代田町カーボンニュートラル推進計画」においても、2030 年度までに 46%以上削減（2013 年度比）を目標としています。

上記の内容を踏まえ、町の事務・事業における温室効果ガス総排出量の削減目標を次のように設定します。

CO_2削減目標（2006 年度比）で 2030 年度までに 46%削減
2030 年度目標値：1,070t-CO_2

第５章　取組・推進

１　取組

「御代田町カーボンニュートラル推進計画」において、温室効果ガス（CO_2）排出量の削減目標を達成するために、「行動や活動の推進」を地球温暖化防止に向けた取組の基本方針として考え、「省エネルギー」「再生可能エネルギー」「省資源」「吸収対策」を取組の重点項目として進めていくこととしています。

本計画も上記の重点目標に基づき、取組事項を定めます。

（１）省エネルギーの促進

○公共施設の設備の更新時には、省エネ機器やＬＥＤ照明等、環境負荷の少ない製品を導入します。
○公共施設へのカーボンニュートラルエネルギーの導入を推進します。
○公共施設の新築時や改修時に、建物の高断熱化を図ります。
○自動車を運転する際は、エコドライブに心掛けます。
○公共施設への省エネ設備設置では、防災レジリエンス向上に寄与する設備（電源自立型ＧＨＰ等の停電時にも稼働可能な設備）の導入を推進します。
○近傍については、自転車の利用、徒歩等、環境負荷の少ない移動を心掛けます。
○省エネ診断の結果利用等により、省エネルギーに努めます。
○環境マネジメントシステムを活用し、省資源・省エネルギーを実践します。
○夏はクールビズ、冬はウォームビズを実践します。

（２）再生可能エネルギー等の利用の推進

○公共施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用した設備の導入を推進します。
○化石燃料から木質バイオマスなどのバイオマス燃料への切り替えに努めます。
○自動車の買い替えの時には、次世代自動車（電気自動車（ＥＶ）、燃料電池自動車（ＦＣＶ））への乗り換えを心掛けます。

（３）省資源の促進

〇ごみの区分・分別方法を周知します。
〇地域、学校等と連携して資源物の回収を推進します。
〇学校給食において、地産地消の取組を進めます。
〇給食残さのたい肥化を推進し、花壇整備等に活用します。
〇家庭系及び事業系生ごみの資源化促進と資源の有効活用を行います。（たい肥等）
〇下水処理時に発生する汚泥の再生利用・再使用を推進します。
〇原材料がリサイクルされている等、環境負荷の少ない製品を購入・利用します。

（４）吸収対策

〇ＣＯ２の吸収源となる森林の整備や農地の保全等の緑化を継続します。
〇公共施設における県産材の活用や、木製品の利用に努めます。

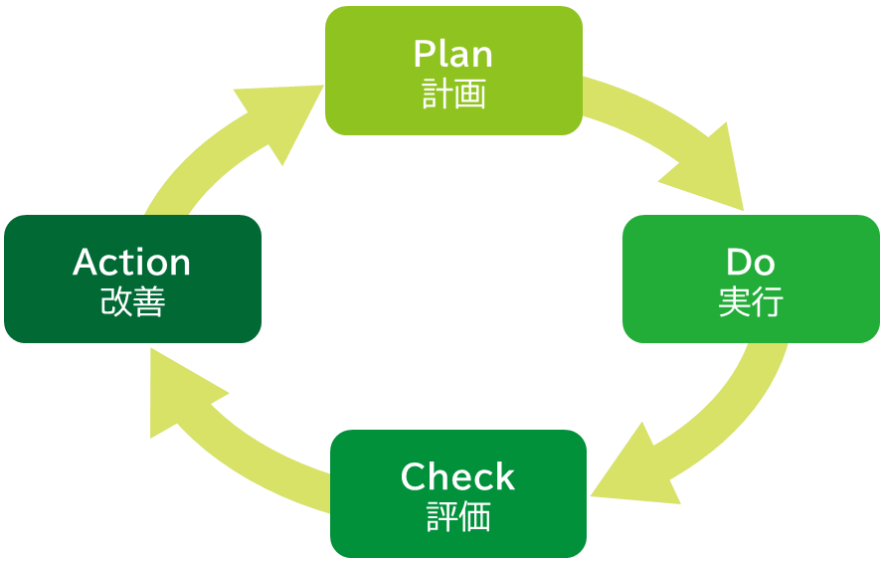
２　計画の推進・排出量等の集計

本計画を運用していくには、正確な排出量を把握することが重要です。環境省の地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（ＬＡＰＳＳ）等を活用し、各課等の毎月のエネルギー使用量等を報告する体制を検討、構築します。

地球温暖化担当者は、各課等から報告のあったエネルギー使用量等の集計結果を取りまとめ、町の事務・事業における温室効果ガスの総排出量及び分類ごとの排出量を算定します。

３　管理の方法

本計画を継続的に改善し、有効なものとするため、ＰＤＣＡサイクルを適切に運用し、実効性を高めていきます。



４　実施状況の公表

本計画の進捗状況等については、町のホームページにより公表します。